

(別添1)

自殺未遂者再企図防止事業の手続きの流れ

自殺未遂者再企図防止を行う医療機関

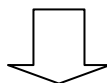
(a) 自殺未遂者再企図防止事業計画書

(様式1に以下を添付)

- ・ 医療機関概要 (様式2)
- ・ その他の医療機関での活動概要
(様式任意)
- ・ 事業計画 (様式3)
- ・ 所要額内訳書 (様式4)
- ・ 事業実施スケジュール表
(様式5)

(b) その他

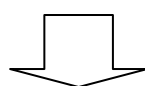
- ・ 定款、事業報告書等の写し



厚生労働省

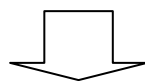
有識者で構成される評価委員会において採択事業及び国庫補助基準額を決定

- ① 書面による審査 (一次審査)
- ② ヒアリングによる審査 (二次審査: 原則として一次審査を通過した団体の中で評価委員会が特に必要と求めた団体のみ)



交付申請書の提出

厚生労働省



交付決定の通知

国庫補助の対象となった医療機関においては自殺未遂者再企図防止に資する取組を実施 → 厚生労働大臣が定める日までに事業実績報告書を厚生労働省へ報告



厚生労働省

事業実績については、次年度に本事業を申請する場合において評価の対象となる

(別添2)

対象経費解説

○諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(例) 講演会、講習会、研究会等の講師等の謝礼金、アンケート調査の謝礼品等。

○賃金

事業の実施に必要な一時的な労働の対価として支払う金銭

(例) ケースマネジメント実施者の人件費、研修会等開催における設営準備に係る人件費

○国内旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(例) 研修会等開催において発生する講師等の旅費

(認められない例) 職員の研修旅行等、自殺対策としての実態が薄い又は伴わない事業全般

○備品費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもので、事業計画書提出時に別途理由書(任意様式)を記載し認められた場合に限る。パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いものは原則として対象としない。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

○消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、事業用燃料代、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(例) コピー用紙・筆記用具、ガソリン代、材料費等

○燃料費

事業の実施に必要なガソリン代や灯油代・軽油代・重油代等

○印刷製本費

事業の実施に必要な各種文書、報告書、その他資料等の印刷代及び製本代

(例) 研修会等のポスター・チラシ、教材、活動記録などをまとめた成果物

○借料及び損料

事業の実施に必要な会場借料、車両等の借り上げ、駐車料等

(例) シンポジウム・研修等に使用する会場料、活動上一時的に使用する車両のレンタル代やその駐車料金

○会議費

研修会や打ち合わせ等における講師等の茶菓、弁当代等であり、職員については、簡素な茶菓に限り補助対象とする。

○通信運搬費

事業実施に必要な郵便料、運搬料、電信電話料

○雑役務費

事業実施に必要な、銀行振込手数料等